

II 企業の資金調達

企業が投資家からの投資を受け、株式を発行し資本金の変更登記を行います。（または企業を設立し、設立の登記を行います。）

【企業が行う手続き】

- | | 必要書類 |
|---|------------------|
| ① 株式発行を決議 | (株主総会議事録等) |
| ② 個人投資家から株式の申込みを受ける | (株式申込証) |
| ③ 株式の割り当て | |
| ④ 投資契約の締結 | (投資契約書) |
| ⑤ 払込期間内または払込期日までに
投資家から払込取扱金融機関に払込を受ける | (払込があったことを証する書面) |
| ⑥ 登記 | (履歴事項全部証明書) |

※「募集株式総数引受契約」を締結する場合は、上記②③が省略となりますが、株主総会等の決議で契約の承認を受ける必要があります。

【個人投資家が行う手続き】

- | | 必要書類 |
|--------------------------------------|---------|
| ① 株式の申込みを行う | (株式申込証) |
| ② 投資契約の締結 | (投資契約書) |
| ③ 払込期間内または払込期日までに
払込取扱金融機関に払込みを行う | |

※「募集株式総数引受契約」を締結する場合は、上記①が省略となります。

【投資契約書の締結】

エンジェル税制の優遇措置を受けるためには、その手続きを確実かつ円滑に進めるために、経済産業省告示の規定に基づき、「投資契約書」（または覚書）を、個人投資家と企業との間で締結する必要があります。東京都へ確認申請を行うまでに締結してください。

